

●香川県告示第172号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において令和7年7月1日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和7年7月1日

香川県知事 池 田 豊 人

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
主要地方道（16号）高松王越坂出線	高松市香西北町107番11地先から 高松市香西北町706番1地先まで

2 指定する期日 令和7年7月1日